

2022年7月12日

団 各 位

(一社)ガールスカウト北海道連盟
連盟長 大 木 光 恵

緊急時における北海道連盟への連絡について

いつもガールスカウト活動にご理解とご尽力をいただき有難うございます。

団における危険発生時（災害や事故等）、混乱を最小限に留めるための体制を早急に整える必要がある場合の連絡について、次のとおりと致します。

1. 緊急事態の範囲及びレベルについて

- (1) 緊急事態の範囲は、別紙1「緊急連絡を要する事項」を、ご参照ください。
- (2) 緊急事態のレベルは、重大な災害・事故により人命に関わること、又は相当する状況が考えられます。

2. 緊急時の連絡体制について

北海道連盟への緊急連絡は、別紙2「(社)ガールスカウト北海道連盟重大事故発生時緊急連絡体制」に示しております。

3. 緊急時の対応方針について

- (1) 収集する主な情報
日本連盟、北海道連盟及び団は、緊急事態発生状況とともに、被害規模を推定するための情報を迅速に収集します。
 - ①緊急事態発生状況（具体的内容、発生日時、場所、通報者等）
 - ②被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
 - ③警察・消防機関等の応急措置の状況
 - ④会員等の安全確保・避難状況
- (2) 情報の集約・分析・共有
緊急事態に対して、日本連盟、北海道連盟及び団は、収集した情報を分析し応急対策を立てます。

4. 情報の取り扱いについて

- ①夜間・休日用の連絡は、団役員で共有してください。
- ②緊急時以外は、事務局にご報告ください。

【参考規定】

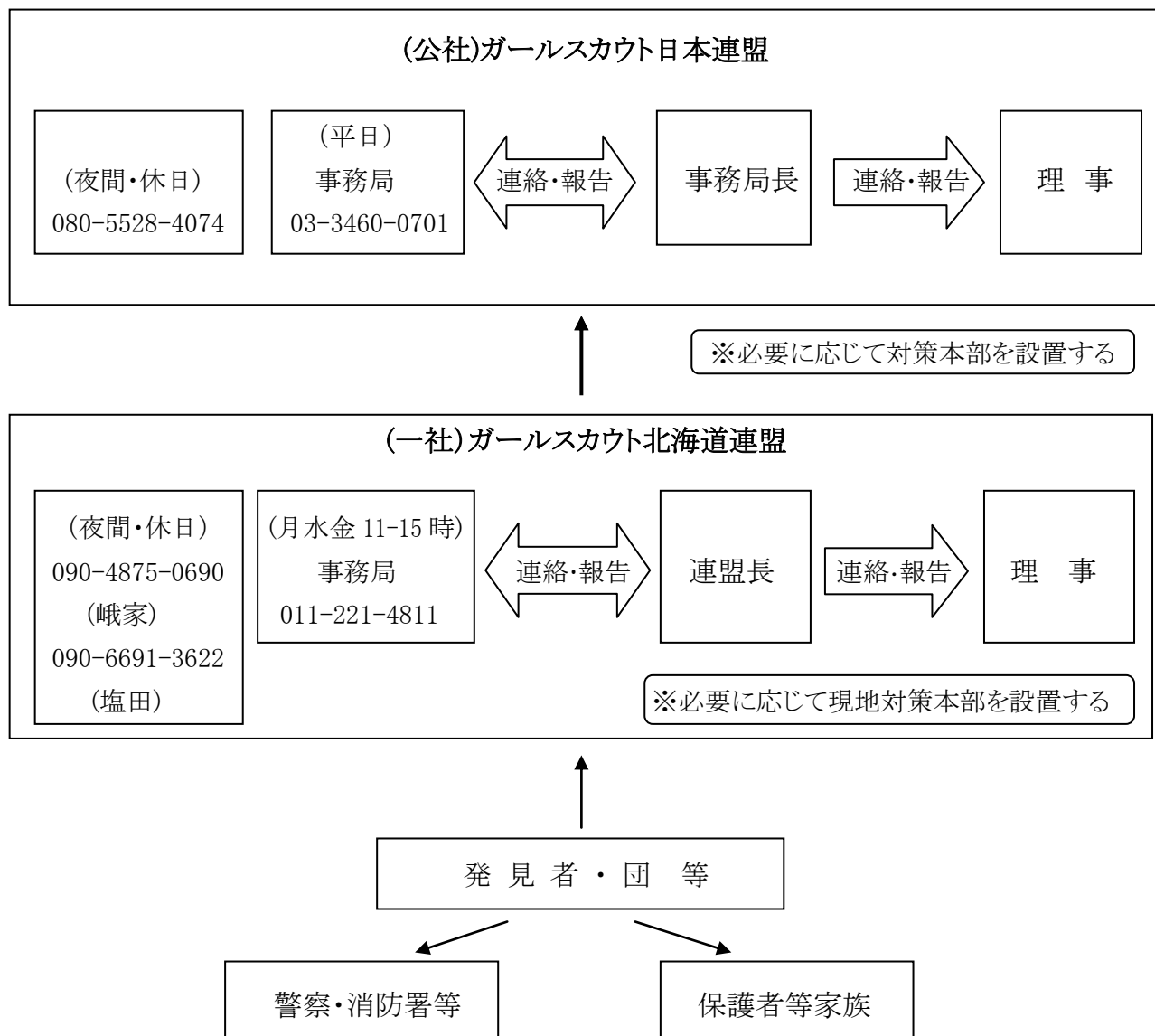
公益社団法人ガールスカウト日本連盟リスク管理規定

以 上

緊急連絡を要する事項

	重大事故例(発見者、団等)	緊急に北海道連盟へ要連絡	緊急に日本連盟へ要連絡
1	自然災害(地震・風水害・落雷・雪害・火災(山火事を含む))による建物, 設置物等の破損及び会員等への被害の発生等	救急による救急搬送など	左記のうち、重篤・生命に関わる場合
2	爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故 (ガールスカウトに関わる場合)		
3	会員等の活動中における重大事故、又は人身事故等 (死亡事故及び後遺症が予想される事故等)		
4	海外派遣者の国外における重大事故等		
5	食中毒、伝染病、感染症等の発生 (新型コロナウイルスやノロウイルス感染症の発生、 O-157、大腸菌の検出等)		
6	連盟及び団における犯罪、内部者による不祥事		

(一社)ガールスカウト北海道連盟 重大事故発生時緊急連絡体制



【緊急時の情報について】

- ① 緊急事態発生の状況(具体的内容・発生日時・場所・通報者等)
- ② 被害者の発生状況及び被害拡大に関する予測
- ③ 警察・消防機関等の応急措置の状況
- ④ 会員等の安全確保・避難状況

【北海道連盟への連絡】

- 1. 緊急時の場合
 - まず ①事務局[月・水・金 10:00～17:00]に連絡 (011-221-4811)
 - ②上記以外で緊急を要する場合
(岨家 090-4875-0690・塩田 090-6691-3622)
- 2. 事後報告の場合
 - ①事務局に連絡